

## 関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成28年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による嚴重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成28年度に当局が対応した157件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

### <製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

#### （1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：15件

主な対象品目：家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、石油ストーブ、ライター

主な違反内容：変更の届出を行わずにPSマークを付して販売していた。

技術上の基準への適合確認を行わずにPSマークを付して販売していた。

自主検査（記録の保存）を行わずにPSマークを付して販売していた。

適合性検査（証明書の保存）を受けずにPSマークを付して販売していた。

#### （2）電気用品安全法

注意処分件数：141件

主な対象品目：その他のビニルコード、キャブタイヤコード、その他の点滅器、差込みプラグ、コードコネクタボディ、コードリール、延長コードセット、その他の家庭機器用変圧器、電圧調整器、電気温蔵庫、電気座布団、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、電気がま、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、その他の調理用電熱器具、その他の理容用電熱器具、その他の工作用又は工芸用の電熱器具、電気湯のし器、電気消毒器（電熱）、電気ふ卵器、電気冷蔵庫、電気冷水機、空気圧縮機、電動かくはん機、電気芝刈機、ジューサー、フッドミキサー、コーヒーひき機、電気パン切り機、荷造機械、文書細断機、ラ

ミネーター、自動販売機（特定以外）、両替機、毛髪乾燥機、電気バリカン、送風機、電気冷房機、電気加湿機、空気清浄機、電気刃物研ぎ機、電気噴霧機、蛍光灯、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、電気消毒器（殺菌灯）、充電式携帯電灯、その他の音響機器、超音波加湿機、超音波洗浄機、家庭用低周波治療器、家庭用超短波治療器、直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具、調光器、防犯警報器、医療用物質生成器、家庭用電位治療器、リチウムイオン蓄電池

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。  
変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。  
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。  
自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。  
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

### （3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：1件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ

主な違反内容：技術上の基準に適合していない商品の一部混入して販売していた。

以 上